

会議録

会議の名称	第1回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成24年8月24日（月曜日） 午前10時から11時15分まで
開催場所	保谷庁舎2階 第1会議室
出席者	岩崎哲二委員長、手塚光利副委員長、大阿久博委員、小原伯夫委員、亀山和秀委員（代理出席）、山本芳昭委員 事務局：萱野洋産業振興課長、増岡利典産業振興課商工係長、菅原英臣産業振興課商工係主任、芝崎由利子産業振興課商工係主事
議題	(1) 平成24年度西東京市中小企業等資金融資検討委員会の進め方 (2) 平成24年度西東京市中小企業等融資あっせん制度について (3) 新分野の融資あっせん制度の検討について
会議資料の名称	資料1 平成24年度西東京市中小企業等資金融資検討委員会の進め方（案） 資料2 平成24年度西東京市中小企業等融資あっせん制度について 資料3 新分野の融資あっせん制度の検討について 参考資料 平成24年度融資あっせん制度のしおり（中小企業事業資金・特別対策運転資金・創業資金）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>委員長： 定足数に達しているので、会議を開会する。</p> <p>（代理委員、新委員の紹介） 事務局から代理出席の委員と新委員の紹介を行った。 4月1日付の人事異動によって、これまで委員として参加していた生活文化スポーツ部長の宮寺が配置替えとなり、新たに生活文化スポーツ部長として手塚が着任した。</p> <p>委員長： 本委員会の取扱いについて、宮寺委員が副委員長であったので手塚委員に引き続き副委員長をお願いしたいと思うが、いかがか。</p>	

全委員：
異議なし

委員長：
それでは、手塚委員に副委員長をお願いする。

2 議題

(1) 平成24年度西東京市中小企業等資金融資検討委員会の進め方について

委員長：

引き続き、本日の議題へと進む。(1) 平成24年度西東京市中小企業等資金融資検討委員会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

「資料1 平成24年度西東京市中小企業等資金融資検討委員会の進め方(案)」を説明。本年度は2回の委員会を予定している。第1回の本日は、本年度の融資制度についての報告及び昨年度からの引き続きの検討課題である新分野の融資あっせん制度についての調査・研究の報告をさせていただく。第2回では、新分野の融資あっせん制度についての具体的な検討をお願いしたい。ただし、制度化については、次年度以降の検討とさせていただきたい。加えて第2回では、時限措置として設けている特別対策運転資金融資あっせん制度を延長するかどうかについても議題としたい。

委員長：
今の説明について質疑があればお願いしたい。

全委員：
異議なし

委員長：
それでは(1)については、事務局の案で進めていくこととする。

(2) 平成24年度西東京市中小企業等融資あっせん制度について

委員長：

引き続き、(2) 平成24年度西東京市中小企業等融資あっせん制度について事務局から説明をお願いします。

事務局：

「資料2 平成24年度西東京市中小企業等融資あっせん制度について」を説明。基本的には昨年度の検討結果報告書に基づき本年度の制度設計を行ったが、利用者の利便性等を勘案して一部変更した点がある。

(変更点)

・小口零細資金への対応について、小口零細企業保証制度の対象となる企業とならない

企業とで別々に制度化するという内容での検討結果であったが、実際には制度の利用を選択制とした。また、特別対策運転資金融資あっせん制度においても小口零細企業保証制度の利用を選択性とした。

・創業資金融資あっせん制度の申込み受付について、創業支援・経営革新相談センターが行うという内容での検討結果であったが、個人情報等の問題があったため、実際には市で行うこととした。

委員長：

質疑に移る。まず、現場で創業資金融資の経営診断に携わっているA委員から全般的な運用を含めた意見をお願いしたい。

A委員：

私に関わった案件では、1回の経営診断では借入金の返済が可能かどうかという数字の組み立てまでには至らず、2回程度は相談いただいた。創業支援・経営革新相談センターでの経営診断の利点として、パソコンで返済のシミュレーションができるので、数字の整合性を保つのに役立っている。

実際に関わった案件として、金融機関に申込み後、金融機関から個人保証を要求される等で保証協会の審査に至るまでに時間がかかったケースがあった。ここで確認したいが、制度のしおりの中に個人事業者が個人保証を求められることがあるという記載はあるか。

事務局：

しおりの中では、後ろの「提出書類」のページに記載をしている。連帯保証人について、法人の場合は原則代表者、個人事業者の場合は原則不要としている。ただし、1人以上としているので、その後必要に応じてということになる。

A委員：

創業資金融資における信用保証協会の保証割合は80パーセントであるか。

事務局：

原則保証協会が80パーセントであるが、創業関連保証に該当する場合には100パーセントになる。8割、9割のケースが創業関連保証に該当するようであるが、共同経営者等の場合は該当しないようである。

A委員：

金融機関の厳しさの理由に保証割合も関係しているのではないかと思い質問した。保証割合が100パーセントということも有り得るということによろしいか。

事務局：

そうである。

A委員：

「資料1 3 (4) 申込から貸付、事後経営診断までの流れ」の中で、「3.市の融資あつせん決定後、取扱金融機関に融資の申込をする」とあるが、金融機関へ事前に相談をしていると話が先に進みやすいのではないかと感じた。場合によっては、あつせん決定後に初めて金融機関へ相談するよりも事前に相談している方が望ましいのではないかということについて、金融機関の委員の意見を伺いたい。金融機関の姿勢に関して想定していなかったケースがあったというのが一点である。

私に関わった案件についてもう一点述べたい。市の創業資金融資では自己資金について要件としていないため、なくてもいいということで相談に来られる方がいるが、実際にはそういうわけにはいかない。相談においては、融資が実行されるまでにかかる経費は必要だと御案内している。しかし、許認可が出るまでに時間がかかる業種の方から、融資が実行されるまでの経費が間に合わないという相談もあった。

以上、私に関わった案件でいくつか述べた。質問や意見があればお願いしたい。

委員長：

まずは、金融機関のB委員から意見等をお願いしたい。

B委員：

保証人の件については、各金融機関の審査のスタンスで異なると思う。当庫では個人事業者の場合には原則、第三者保証人は要らない。同じ経営に携わっている家族や共同経営をしている場合にはお願いすることがある。ただし、妻でも専従者に入っていないなかったりパートの形態であったりすると要らないこともある。以前は、個人で保証人がとれない場合には保証協会でしか扱えなかったが、当庫では使いやすい規定に改定した。金融機関のスタンスの問題であるように思う。

次に、受付についてである。創業融資の相談でお客様がみえた場合には当庫独自の融資に加えて市の融資も紹介して選んでもらっている。市役所への申込の前に当庫に相談に来るケースもある一方で、保証協会と直接やり取りしたい方もいらっしゃるの、お客様の選択になる。先程の案件は、事前にそのような相談の中で保証審査に至っているのではないかと思う。

許認可については、保健所の関係で時間がかかるケースが多いと思う。許認可の取得は保証決定をするにあたっての条件となっているので、最終的に取得できなければ保証決定がなされない。そのような場合には、自己資金を融通しておかなければ目標が達成できないことは否めない。

責任共有制度による金融機関の保証割合の2割負担については、金融機関によって格差がある。当庫の場合では負担割合に関わらず保証協会の保証付きであれば保証依頼するが、金融機関によっては2割負担であれば謝絶するケースもあるようだ。最初にどこの金融機関に行くかで保証審査に至るまでにかかる時間は変わってくると思う。

委員長：

C委員はいかがか。

C委員：

連帯保証人の件に関しては、当庫も個人事業者の場合には基本的には要らないが、内

容によっては付けていただくことがある。

受付の関係では、当庫にいらしたお客様に市の融資を御案内して市役所に行っていた
だくこともある。また、市の融資について知って直接市役所に行かれる方もいらっしゃる
と思う。

許認可については、B委員がおっしゃったように保証協会において取得が絶対条件に
なっているという状況がある。

責任共有制度の保証割合については、当庫もあまり割合にこだわりなく運用してい
る。

A委員：

金融機関の位置付けがとても重要であることを今回の一連の取組の中で痛感した。

D委員：

創業支援・経営革新相談センターの運営の中で私が一番感じるのは、個別相談という
特別相談事業を何回か利用された上で市の創業資金融資あっせん制度の事前診断を受け
られた方に関しては計画書がかなり出来上がっているので、1回程度の診断で所見を書
いて出すことができる状況である。一方で、制度を知った方が自身で計画を作成して診
断に来られる場合等では1回で終わらないことがある。その場合には、個別相談に一度
戻して何回か相談を受けながら計画を作成していくことで審査に耐え得る計画になっ
てくると感じる。経営指導員の立場として、事前診断の受付の際に計画書があまりにも弱
いものに関しては、すぐに診断ではなく特別相談を受けてからの方がよいという話をし
ている。ただし、どうしても急いでいるという方については、よい評価はできないがセ
ンターとして確認をしたという内容で報告を書いて出している。

また、金融機関の問題についてであるが、創業融資に関わらず保証協会付きの制度融
資に関して、大きな銀行は小口の融資にあまり積極的ではないように感じる。創業融資
の申込みにいらっしゃる方に金融機関に相談をしているかを聞いているが、まだである
場合には地元の信金等へ相談に行った方がよいと積極的に言っている。公的な立場とし
てどこの金融機関がいいとはあまり言えないが、やはり地域に根差した金融機関と協力
してやっていければと思っている。

委員長：

それでは、これまでの議論と事務局の報告を踏まえて、総括的にE委員から意見を
お願いしたい。

E委員：

昨年度からの制度改革において、創業資金は一つの目玉だと思う。これまでの話で潜
在的な需要はかなりありそうだった。また、一連の融資の流れの中で金融機関が一
番ポイントになっていると感じた。大手の銀行はバブル崩壊後のことがトラウマで残っ
ていなくもないように感じるが、いずれにしても地元の金融機関が非常に積極的にや
ってくれているということで、この制度も上手く運用できると思う。ぜひ潜在的な需要
を掘り起こし、融資制度として確立してほしいと思っている。

委員長：
他に意見はあるか。

全委員：
特になし。

事務局：

補足をさせていただきたい。A委員の発言の中で金融機関の話があったが、特に創業融資の場合には申込み後に金融機関を変更されるケースも実際にある。その場合は申込書に記載する金融機関名を変更してもらった上であっせんしている。また、自己資金については制度の要件として設けていないが、創業支援・経営革新相談センターにおける融資向けの経営講習会の中では、自己資金と同額程度が借りられる目安であるとお話しいただいている。こうしたことについて、少しずつ浸透していけばよいと考えている。

(3) 新分野の融資あっせん制度の検討について

委員長：

引き続き、(3) 新分野の融資あっせん制度の検討についてである。昨年度委員の皆様からいただいた意見のほか、事務局で庁内の調査や関係機関の融資あっせん制度の状況を調査したとのことであるので、それを取りまとめた資料について事務局から説明をお願いします。

事務局：

「資料3 新分野の融資あっせん制度について」を説明。

委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。また、資料の質疑と合わせて、これから新分野の融資制度を検討するにあたってこのほかに必要な資料や検討すべき事項があれば意見をお願いします。

A委員：

国と都の制度ということだが、通常の融資メニュー以外に設けられているということには何かしらの特定の目的があると思うが、実際の利用状況が気になるところである。通常のメニューではなく敢えてこちらを選んでいるのであれば、どのような理由で選んでいるのかがポイントになると思う。実際に市でこのような分野の融資を創設するとすると、現状で十分であれば敢えて必要はないであろうが、市独自のオリジナリティを出そうとするならばこのような分野を特徴付けるのがいいのか、こうしたことに関しては区市レベルで国や都以外の色合いを出しているところがあれば参考になると思う。

委員長：
他に意見はあるか。

全委員：

特になし。

事務局：

A委員の発言に補足すると、昨年度の検討委員会で提示した各区市のアンケート集計では、基礎的なメニューは多く使われているが、ある一定の分野の融資については件数が少なかった。そのため、基礎的なメニューは早く制度化したいということがあったので、昨年度短い期間で議論いただいた。新分野のメニューについては、区市レベルで件数も少ないので急いでやる必要性はないと考えている。ただし、各区市で伸ばしていきたい部分はあってもよいのではないかと考えており、市の特徴的な部分について市内の潜在ニーズがあるのかどうかを調査した結果を「資料3-1 新分野の融資制度についての意見」にまとめた。融資に馴染むのか、助成制度がよいのか等を次回以降議論していただく中で、西東京市として取り組んだ方がよいものがあれば具体的な制度として実現させたいと考えている。まずはA委員の意見にあったように、市が特徴として取り組むべきものがあるのかを事務局としては見極めていきたい。特に、昨年度第2回の検討委員会で出していただいた意見になかった視点として雇用関係がある。こうした要素もあっていいと思った。

D委員：

新分野のメニューについて、金利面で既存の事業資金に対して有利性を持たせるということは考えているか。

事務局：

まだ具体的には考えていない。新分野のメニューは基本的には既存の事業資金で借りられるが、事業資金の場合は1回しか利用できないので、新たに創設すればその分野の制度において別枠で借り入れができるということがあると思う。また、関連して国や都で分野別の融資メニューがあるが、利子補給等があるものはあまりないので、市としてやれば国や都のメニューとは違ったメリットが出る。強力に政策を推し進めていくという点では、利子補給等はよりよい制度としての要素になると考えている。

D委員：

国や都の制度があって市の制度を創設するということであれば、補完し合いながら西東京市で事業をするメリットを出していけると思う。庁内照会の意見に「自家発電機等の導入への融資」とあるが、東京都中小企業振興公社で実施している助成制度は細かい条件があると記憶している。この助成制度で対象外となっている部分等についても調べて次回の検討委員会での資料としていただきたい。

委員長：

他に意見はあるか。

E委員：

国では抱えきれない部分を上手く市で抱えるのは一つのPRになるだろうが、難しい議論だと思う。産学連携融資についても積極的に探っていきたい。

委員長：

他に意見がなければ、これまでの意見を踏まえて次回の資料準備をお願いしたい。

事務局：

何かあればメール等でいただければ対応するのでよろしくをお願いしたい。

3 その他

委員長：

「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局：

本日の議事録については、昨年度と同様に会議録(案)を作成した後、各委員にメールで確認いただくということで考えている。修正等があれば次回の検討委員会で御指摘いただきたい。

今後の予定として、新分野の融資あっせん制度については、制度の必要性や重要性は勿論のこと、他のあっせん制度や助成制度との棲み分けも必要であることから、引き続き調査・研究を行っていく必要がある。今年度についてはあと1回程度12月頃の実施を考えており、スケジュールについてはまた別途調整をお願いしたい。

委員長：

以上で本日の第1回委員会を終了とする。